

PPA サービス契約要綱

2025 年 1 月

株式会社いくさかてらす

目次

I 総則	3
1 適用	3
2 本要綱の変更	3
3 定義	3
II 契約のお申込み	5
4 本サービス内容及びお申込み	5
5 お申込みの承諾	5
6 契約成立の時期並びに契約期間等	5
7 契約の単位	5
III PPAサービス	6
8 通常利用	6
9 停電時の非常用電力としての利用	6
10 屋根等の利用	6
11 本件設備の設置等	6
12 設置費用等	6
13 本件設備の管理義務と制限事項	7
14 本件設備の権利等	7
15 修理等措置	7
16 不可抗力	7
17 免責	7
IV 契約種別及び電気料金等	9
18 契約種別及び電気料金等	9
V 電気料金の算定及びお支払い	10
19 電気料金の適用開始の時期	10
20 使用電力量の算定方法	10
21 電気料金の算定	10
22 日割計算	10
23 電気料金の支払義務、支払期日及び支払方法	10
24 その他の債務の支払方法	10
25 遅延損害金	11

26	債権回収会社による電気料金及びその他債務の回収	11
27	期限の利益の喪失	11
VI	供給の中止等	12
28	需要場所への立入りによる業務の実施	12
29	不正使用	12
30	供給の中止、又は使用の制限若しくは中止	12
31	設備の賠償	12
VII	契約の変更及び終了	14
32	契約の名義変更	14
33	契約の解約等	14
34	違約金	15
35	本件設備の撤去、原状復旧等	15
36	誓約事項	15
37	事故処理	16
38	契約終了後の債権債務関係	16
VIII	工事費の負担	17
39	工事費負担金	17
40	需給開始に至らないで本件契約を廃止、又は変更される場合の費用の申受け	17
IX	その他	18
41	反社会的勢力の排除	18
42	表明保証	18
43	通知義務	19
44	誠実協議	19
45	合意管轄	19
46	プライバシーポリシー	19

I 総則

1 適用

- (1) この PPA サービス契約要綱(以下「本要綱」といいます。)は、当社がお客様、又は当社が認める契約関係者の所有する建物や敷地等に、当社所有の太陽光発電に関連する設備(以下「本件設備」といいます。)を設置して、本件設備が発電した電気をお客様、又は当社が認める契約関係者が、その需要に応じて自家消費するサービスについて、の供給条件を定めたものです。なお、お客様にお支払いいただく電気料金は、お客様の契約するプランごとのプラン定義書で定めます。

2 本要綱の変更

- (1) 当社は、社会通念上お客様、又は契約関係者の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項、又は本サービスの契約に係る手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定、又は改廃により本要綱の変更が必要な場合、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、その他当社が必要と判断した場合には、本要綱を変更することがあります。
- (2) 電気料金にかかわる変更については、原則として変更の直後の託送約款等に定める検針日(以下「検針日」といいます。)の翌日から、変更後の本要綱が適用されます。その他電気料金にかかわらない供給条件等については、変更を行った日から、変更後の本要綱を適用いたします。
- (3) 本項(1)により本要綱を変更する場合、当社は、本要綱の変更内容を、当社 Web ページへの公示等によりお客様、又は当社が認める契約関係者にお知らせいたします。

3 定義

次の言葉は、本要綱において、それぞれ次の意味で使用いたします(一部再掲)。

- (1) 当社
「株式会社いくさかてらす」をいいます。
- (2) お客様
当社所定書式における契約申込者であり、当社と本要綱等に基づく PPA サービスに関する契約を締結する方をいいます。
- (3) 契約関係者
お客様が当社と PPA サービスに関する契約を締結する際に関係する方を指し、連帯保証人、土地・建物の所有者、本サービスの利用者などをいいます。なお、連帯保証人を除いた契約関係者は、本項(2)のお客様と同一主体であることがあります。また、契約するプランによって、存在する契約関係者の種類が変動します。
- (4) 本サービス
当社が、お客様、又は当社が認めた契約関係者が所有する建物の屋根の上、又は所有する敷地等に、当社が所有する本件設備を設置し、本件設備が発電した電力をお客様、又は当社が認める契約関係者が自家消費することを主たる内容とするサービスをいい、サービスの利用量に応じて電気料金をお支払いいただきます。
- (5) 本件契約
当社とお客様の間で締結された、本要綱第 4 項(本サービス内容及びお申込み)及び本要綱第 5 項(お申込みの承諾)に従って締結された本サービスに係る契約をいいます。
- (6) 本件設備
本要綱に基づいて、当社が本件建物等に設置する太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナー、蓄電池、その他太陽光発電に関する機器等の総称をいいます。

- (7) 本件建物
当社が本件設備を設置する、お客様、又は当社が認める契約関係者が所有する建物をいいます。
- (8) 本件電力
本件設備によって発電した電力をいいます。
- (9) 自家消費
本件電力を本件建物で消費することをいいます。
- (10) 余剰電力
本件電力のうち、本件建物で消費しきれずに余った分の電力であって、当社が管理処分権を持つ電力のことをいいます。
- (11) 料金適用開始日
お客様が本サービスを利用し、電力の自家消費を始めた日をいいます。
- (12) 単位及び端数処理
本要綱において電気料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、以下のイ及びロの通りといたします。
- イ 自家消費電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- ロ 電気料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。
- (13) 一般送配電事業者
電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める事業者で、お客様の供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。

II 契約のお申込み

4 本サービスの内容及びお申込み

- (1) お客様が本件契約の締結を希望される場合は、本要綱に同意のうえ、当社所定の書式によって本件契約のお申込みをしていただきます。
- (2) お客様が本項(1)により契約のお申し込みを頂くに際し、お客様以外の契約関係者が存在する場合、お客様は全ての契約関係者に対し、本件契約の内容を説明する義務を負うものとし、当社から当該契約関係者への説明は行わない旨をご承諾いただきます。
- (3) 既に太陽光発電設備等を設置済みの建物等においても、本サービスへご加入いただけますが、別途協議する内容がありますのでご了承ください。

5 お申込みの承諾

- (1) 当社は、お客様から前項に基づくお申込みがあった場合には、お申込み内容を確認のうえ、問題がなければ承諾する旨お客様に通知するものとします。
- (2) 以下の場合、当社は本件契約のお申込みを承諾しないことがあります。当社がお客様のお申込みを承諾しない場合、当社はお客様へその理由をお知らせいたします。

イ 当社が定める本サービス利用のために満たすべき要件が満たされていないとき

ロ 本サービスの申込書に不備があるとき、又は虚偽の事実を記載したとき

ハ その他やむを得ない理由があると当社が判断したとき

6 契約成立の時期並びに契約期間等

- (1) 本件契約の契約期間は、前項に基づいて当社が行うお申込みの承諾の意思表示がされた日から、契約種別に応じて10年、又は17年とします。
- (2) 低圧電灯PPA10年プランには、10年契約満了後の7年間にわたり、本件設備を設置した屋根等を当社に無償で貸し出す特約(以下「屋根特約」といいます。)が付帯します。
- (3) 本件契約に係る個別の需給契約書は原則として作成いたしません。特別の事情がある場合で、お客様が希望されるとき、又は当社が必要とするときは、需給契約に関する必要な事項について、個別の需給契約書を2通作成いたします。
- (4) 当社は、お客様が持つ本件契約上の権利について、当社が認める契約関係者への移譲を認めることがあります。当社が本件契約上の義務を負うのはお客様に対してのみといたします。

7 契約の単位

一の需要場所(電気事業法施行規則第3条第2項に定義されるものをいいます。)について、1つの契約種別を適用して、1つの本件契約を締結するものとします。

Ⅲ PPAサービス

8 通常利用

- (1) お客様、又は当社が認める契約関係者(以下、この号において「お客様等」といいます。)は、本件電力のうち、本件設備が設置されている需要場所において、お客様等の需要に応じて現に消費するものについて、自家消費することができるものとします。
- (2) 本件電力のうち、本項(1)により自家消費されるもの以外の電力は、余剰電力として当社が自由に利用し処分できるものとします。

9 停電時の非常用電力としての利用

- (1) お客様、又は当社が認める契約関係者は、本件契約の契約期間中、停電により本件建物に対する一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備を介して受ける電気の供給が停止した場合に、本件設備が正常に稼働している場合は、所定の条件及び方法に従って、本件建物に設置されかつ本件設備から供給される本件電力(以下「非常用電力」といいます。)を利用することができます。ただし、当社、又は一般送配電事業者から、非常用電力の利用停止を求められた場合、その他事由の如何を問わず非常用電力が利用できない場合は、この限りではありません。
- (2) 非常用電力は、一般事務用、家庭用等の一般用途を想定しており、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う装置や用途で利用することはできません。

10 屋根等の利用

- (1) お客様、又は本サービスを利用する契約関係者は、本件契約及び付帯する特約が満了するまで、当社に対し本件建物のうち本件設備の設置及び利用に必要な屋根その他の部分及び本建物の敷地(以下、総称して「屋根等」といいます。)の無償での利用を異議なく承諾するものとします。
- (2) お客様、又は契約関係者は、本項(1)に定める屋根等の利用につき、法令の施行、又は改正等により第三者に対する対抗要件制度が導入され、その具備が可能となった場合、当社が他に優先して当該対抗要件を具備することができるよう、申請等の手続きを行うものとします。
- (3) 低圧電灯 PPA10年プランの契約満了後の屋根特約の期間中において、お客様が屋根等から本件設備の撤去を希望される場合、当社の費用負担で設備を撤去します。
- (4) 契約締結後 17年が経過した後の当社による屋根等の利用については、当社とお客様で誠実なる協議を行うものとします。

11 本件設備の設置等

- (1) 当社は、本件設備の設置工事に関する請負契約を請負人(以下「設置担当者」といいます。)との間で締結することにより、設置担当者をして、本件設備を本件建物の屋根等の所定の場所に設置させるものとします。
- (2) お客様は、本件設備を設置するにあたって、本件建物の屋根材、壁材その他の構成部分の交換や加工等が行われる場合があることを、予め異議なく承諾するものとします。

12 設置費用等

- (1) 当社は、本件設備の設置に係る各種費用及び既築建物での設置に係る足場代、実測費用等を負担します。
- (2) 本件設備を稼働させるためにアンペアブレーカの交換が必要となる場合、当該工事は一般送配電事業者が行い原則無料ですが、費用が発生する場合はお客様にご負担い

たきます。

13 本件設備の管理義務と制限事項

- (1) お客様、及び契約関係者は、本件契約の契約期間中、本件設備を、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
- (2) お客様、及び契約関係者は、本件設備の全部、又は一部に、故障、不具合その他の異常を発見した場合には、速やかに当社に通知するものとします。
- (3) お客様、及び契約関係者は、リフォーム、改築等、本件設備に影響を及ぼしうる工事を行う場合には、当社に対して2か月前までに連絡し、当社の書面による承諾を得るものとします。当該承諾を拒む場合、当社は合理的な理由を示すものとします。
- (4) お客様、及び契約関係者は、本件契約の契約期間中、本件設備の設置運用に支障が出ないよう、本件建物を維持管理するものとします。

14 本件設備の権利等

本件建物へ設置する本件設備の仕様は当社が決定し、その所有権は当社に帰属するものとします。お客様、及び契約関係者は契約期間中、当社の許可なく本件設備の改造、売却、設備の追加等はできません。また、本件契約の満了後も、所有権の譲渡は行いません。

15 修理等措置

- (1) 当社は、本件契約の契約期間中に、本件設備に故障、又は不具合を認識した場合には、遅滞なく修理、交換、その他当社が適切と考える措置(以下「修理等措置」といいます。)を行い、本件設備を良好な状態に保つものとします。なお、火災(地震によるものを除きます)、落雷、台風、洪水、雹による自然災害で本件設備への修理等措置が必要となった場合、原則当社の費用負担で当該措置を行います。
- (2) 当該修理等措置の遅延等により生じた損害について、当社の故意・重過失による場合、又は当社の不法行為に起因する場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。
- (3) 本件契約の契約期間中の修理等措置に要する費用は当社が負担します。なお、お客様、及び契約関係者の故意、又は過失により発生した修理等措置に要する費用については、本要綱第31項(設備の賠償)のとおり取扱います。
- (4) 本件契約の期間中、当社、又は設置担当者が行った本件設備の設置工事に起因して本件建物に雨漏りが生じた場合には、当社は、当社の負担でこれを修繕します。
- (5) 当社、又は設置担当者が行った本件設備の撤去工事に起因して本件建物に雨漏りが生じた場合には、当社は、当社の負担でこれを修繕します。

16 不可抗力

当社、お客様、及び契約関係者は、自らの合理的な支配が及ばず、かつ自らの責に帰すことができない事由、又は状況(以下「不可抗力事由」といいます。)の結果として、本件契約上要求される債務の履行に関して履行遅延、又は履行不能となった場合には、当該履行遅延、又は履行不能について責任を負わず、当該履行遅延、又は履行不能を理由として本件契約に違反することにはならないものとします。不可抗力事由には、地震、津波若しくは噴火、又はこれらに起因する火災等の天災地変、戦争、内乱、輸送機関の停止、ストライキ、当社、又は一般送配電事業者が管理する機器等の不具合、又は故障等、法令の新設・改廃、政府の方針の変更等が含まれるものとします。ただし、不可抗力事由は本項に記載された事由に限定されないものとします。

17 免責

- (1) 当社は第6項(4)により、お客様以外の契約関係者による本サービス利用を認める場合が

ありますが、当社はお客様以外の契約関係者に対して本件契約上の義務を負わないものとしします。

- (2) 当社は、当社の故意・重過失、又は当社の不法行為に起因する場合を除き、一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備を介して受ける電気の供給が停止されたことによりお客様が被った損害について、原因の如何を問わず、一切責任を負わないものとしします。
- (3) 当社は、当社の故意・重過失、又は当社の不法行為に起因する場合を除き、非常用電力を使用できないことによりお客様が被った損害について、原因の如何を問わず、一切責任を負わないものとしします。
- (4) 当社は、本件契約及び本要綱に関し、当社の故意・重過失による場合、又は当社の不法行為に起因する場合を除いては、お客様に対し一切責任を負わないものとしします。
- (5) お客様は、本件設備は、機器に何ら異常がなくとも、天候等の当社が制御できない要因によって稼働率が変動することがあることを予め承諾し、天候不順等を理由とした本件設備の稼働率変動によって当社の債務不履行は成立しないことに同意するものとしします。
- (6) お客様は本項(1)～(4)の内容を十分に理解し、予め異議なく承諾するものとしします。

IV 契約種別及び電気料金等

18 契約種別及び電気料金等

- (1) 契約種別は、「低圧電灯 PPA17 年プラン」、「低圧電灯 PPA10 年プラン」、「村営住宅専用 PPA17 年プラン」、「低圧動力 PPA17 年プラン」、「PPA 高圧 17 年プラン」とします。
- (2) それぞれのサービスについて、電気料金等は別途プラン定義書で定めます。
- (3) 市場価格の変動、社会情勢の変化、経営環境の変化等により、当社の電気料金の単価は変更になる場合がございます。

V 電気料金の算定及びお支払い

19 電気料金の適用開始の時期

電気料金は、料金適用開始日から発生するものとします。

20 使用電力量の算定方法

- (1) 本サービスにおける使用電力量(自家消費した電力量)は、当社が設置する自家消費用の計量器の値を用いるものとします。算定された使用電力量は、お客様、又は本サービスを利用する契約関係者へお知らせいたします。
- (2) 通信設備の故障等の理由により、使用電力量の情報が取得できない場合には、別途お客様と協議を行うものとします。

21 電気料金の算定

- (1) 電気料金は、本件契約に係る使用電力量にもとづき、お客様が適用を受ける個別プラン定義書で定める料金を適用して算定いたします。
- (2) 電気料金の算定期間は託送約款等に定める計量期間、又は検針期間といたします。
- (3) 電気料金は、本項(2)にて定める算定期間を「1 月」として算定いたします。ただし、次のイ、ロ、ハの場合は日割計算を行います。

イ 電気の供給を再開、又は停止した場合

ロ 契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことで、電気料金に変更があった場合

ハ 計量期間の日数が、その計量期間の始期に対応する一般送配電事業者が行う検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、又は下回る場合

22 日割計算

- (1) 当社は、日割計算を行う際には、電気料金の日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定し、これによりがたい場合は、準じた方法により算定いたします。
- (2) 本要綱第 21 項(電気料金の算定)(2)のイの場合で日割計算をするときは、日割計算対象日数には再開日を含み、停止日を除きます。

23 電気料金の支払義務、支払期日及び支払方法

- (1) お客様、又は本サービスを利用する契約関係者に電気料金のお支払いの義務が発生する日は、計量日の属する月の末日といたします。ただし、本要綱第 20 項(使用電力量の算定方法)(2)の場合、協議によって定められた日といたします。また、本契約が終了した場合は、終了日といたします。
- (2) ご請求は、お支払いの義務が発生する月の翌月に行います。
- (3) 電気料金のお支払いは、口座振替によるものとします。振替日は、毎月 26 日といたします。ただし、26 日が土日祝祭日の場合は、翌営業日といたします。なお、口座振替の開始までは 1~2 ヶ月程度必要となるため、その間のお支払い方法及び期限は当社とお客様との協議により決定します。

24 その他の債務の支払方法

電気料金以外の支払が発生した場合は都度、当社が指定する口座へ振込みをしていただきます。なお、振込手数料はお客様、又は本サービスを利用する契約関係者にご負担いただきます。

25 遅延損害金

- (1) お客様、又は本サービスを利用する契約関係者(以下、次号において「お客様等」といいます。)から、支払期日を経過しても電気料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)についてお支払がない場合であつて、当社が請求するときは、遅延損害金を当社が指定する期日までにお支払をいただきます。遅延損害金が発生する起算日は、当社が定める支払期日の翌日といたします。遅延損害金は、起算日からお支払いがなされた日までの日数に応じて、年率 14.6%の割合で算定します。なお、閏年の日を含む期間についても、年あたりの割合は 365 日あたりの割合といたします。
- (2) 本要綱によりお支払いを要することとなった電気料金その他の債務について、当社の定める支払期日を経過したのち相応の期間が過ぎても、お客様等からのお支払いがない場合には、お客様等の氏名、住所、支払状況等の情報を債権回収会社等の関係業者へ通知することがあります。

26 債権回収会社による電気料金及びその他の債務の回収

当社は、本要綱第 23 項(電気料金の支払義務、支払期日及び支払方法)、又は本要綱第 25 項(遅延損害金)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、電気料金及びその他の債務を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対するお支払いがなされたものといたします。

27 期限の利益の喪失

お客様に本要綱第 33 項(契約の解約等)(1)各号のいずれかの事由が生じた場合、お客様は当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちにその一切の債務を弁済するものといたします。

VI 供給の中止等

28 需要場所への立入りによる業務の実施

当社(当社の委託先を含みます)及び一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客様、又は契約関係者の承諾を得て(ただし、緊急の場合には承諾を得ることなしに)本件建物及びその敷地に立ち入らせていただくことがあります。お客様、又は契約関係者は、当該立ち入り及び当該業務の実施につき、正当な理由を示すことなく拒むことはできないものとし、当該業務の実施のために必要な協力を行うものとし、なお、お客様、又は契約関係者のお求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

- イ 本件設備を本件建物、屋根等に設置するための工事等の実施
- ロ 本件設備の保守、運用、点検、修理、交換等
- ハ 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備、又は計量器等需要場所内の一般送配電事業
- ニ 本件契約終了後における本件設備を利用した自家消費等の不正な状態(当社、又は一般送配電事業者が設置した時点と異なる状態をいい、停電時以外における非常用電力が利用できる状態への切替えや、本件設備の電源が OFF になっている状態を含むがこれらに限られません。)での電気の使用を防止するために必要なお客様、又は契約関係者が所有する電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器若しくはその他電気工作物の確認若しくは検査、又は電気の使用用途の確認
- ホ 本要綱第 33 項(契約の解約等)により必要な処置

29 不正使用

- (1) お客様、又は契約関係者が、電気工作物(本件設備を含みます。)の改造、本件契約終了後における本件設備を利用した自家消費等の不正な状態(当社、又は一般送配電事業者が設置した時点と異なる状態をいい、停電時以外における非常用電力が利用できる状態への切替えや、本件設備の電源が OFF になっている状態を含みますが、これらに限られません。)で本サービスを利用した場合は、本項(2)に定める額を当社へ支払うものとし、
- (2) 本項(1)における支払額は、本要綱に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法により算定された金額との差額に対し、その 3 倍といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社にて当該期間を決定いたします。

30 供給の中止、又は使用の制限若しくは中止

当社は、次のイからへのいずれかに該当すると当社が判断した場合には、本件設備を停止できるものとし、この場合、当社はお客様に賠償の責を負いません。

- イ 本件設備の保守、運用、点検、修理、交換等のために停止が必要な場合
- ロ 本要綱第 16 項(不可抗力)に定める不可抗力事由、その他当社の責に帰すべからざる事由により、停止が必要となった場合
- ハ 法令、又は行政機関からの命令、勧告等に基づいて停止する必要がある場合
- ニ 電気の保安等のため、停止が必要となった場合
- ホ お客様、又は契約関係者に本件契約、又は本要綱への違反があった場合
- ヘ 本要綱第 33 項(契約の解約等)(1)に定める解約事由が発生した場合

31 設備の賠償

お客様、又は契約関係者が故意、又は過失によって、本件設備を損傷し、又は亡失した場合

は、当該設備について次の金額を賠償していただきます。なお、ロの場合は、本件契約は当然に終了するものとします。

イ 修理可能な場合は、当該修理費用

ロ 亡失、又は修理不可能な場合は、本要綱第 34 項(違約金)に定める違約金

Ⅶ 契約の変更及び終了

32 契約の名義変更

- (1) お客様が、お客様の本件契約上の地位を本件建物の所有権とともに新たなお客様に承継することを希望される場合は、当社所定の手続きによって、お客様よりお申込みいただけます。
- (2) 本項(1)のお申込みがあった場合、当社は当社所定の審査のうえ、諾否を決定し、お客様に通知するものとします。
- (3) 相続によりお客様、又は契約関係者の本件契約上の地位が相続人に包括承継された場合には、当社所定の手続きによって書面で申し出ていただくことにより、当該相続人(ただし、相続人が複数の場合もそのうちの一名とします)への名義変更を行うことができます。
- (4) 名義変更は、当社諾否の決定後に速やかに行うものとします。

33 契約の解約等

- (1) 次のいずれかの事由が発生した場合には、当社は、何らの催告なく、本件契約をお客様に対する通知により(ただし、ヨの場合には通知なく)解約することができます。なお、当該解約は、当社による損害賠償の請求を妨げません。
 - イ お客様が当社に提出した申込書等に虚偽、又は不正確な記載があった場合、又は重要な記載がなかった場合
 - ロ 他人の権利を侵害し、公序良俗若しくは法令に反し、又は他人の利益を害する態様で電気を使用した場合
 - ハ 電気工作物(本件設備を含みます。)の改造、本件契約終了後における本件設備による自家消費等の不正な状態(当社、又は一般送配電事業者が設置した時点と異なる状態をいい、停電時以外における非常用電力が利用できる状態への切替えや、本件設備の電源が OFF になっている状態を含みますが、これらに限られません。)で本サービスを利用した場合
 - ニ お客様、又は契約関係者の責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合
 - ホ 当社による本サービスの履行、又は運営等を妨げる行為を行う場合
 - ヘ お客様、又は契約関係者が差押、仮差押、仮処分申立、若しくは滞納処分を受けた場合、破産手続開始、民事再生手続開始の申立を受けた場合、若しくはこれらの申立を自らした場合
 - ト お客様、又は本サービスを利用する契約関係者の信用状態が著しく悪化したと認められる場合
 - チ お客様、又は契約関係者が本件建物を建て替える場合
 - リ お客様、又は契約関係者が本件契約、又は本要綱に違反し、是正の通知送付後 7 日以内にその違反が是正されない場合
 - ヌ 法令若しくはガイドラインの変更、行政指導その他の制度変更、又はその他の事情により、本件契約の継続が困難であると当社が判断した場合
 - ル 火災(地震によるものを除きます)、落雷、台風、洪水、雹以外の自然災害(地震・津波・噴火を含むがこれらに限られません)その他の不可抗力事由により、本件設備に故障、又は不具合が生じた場合
 - ヲ 不可抗力事由の結果として、本件契約上要求される債務の履行に関して履行遅延、又は履行不能となった場合であって、その状況が 30 日以上継続した場合
 - ワ 本件建物の所有権を第三者に譲渡する場合で、本件契約上の地位を当該第三者に承継しない場合

- カ 本件建物が滅失した場合、又は本件建物が毀損し、本件設備の設置運用が困難であると当社が判断した場合
- コ 住所や連絡先の変更の通知を怠る等の事由により、お客様、又は契約関係者の所在が不明となった場合
- ク お客様、又は本サービスを利用する契約関係者が需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

- (2) お客様は、お客様、又は契約関係者に本項(1)各号の事象が生じた場合、又は生じるおそれが発生した場合には、直ちに当社に通知するものとします。
- (3) お客様は、本件契約を解約しようとする場合は、解約しようとする日の 1 か月前までに書面によりその旨を当社に通知し、本件契約を解約することができるものとします。この場合、本要綱第 34 項(違約金)に定める違約金をお支払いいただきます。

34 違約金

- (1) 本件契約の契約期間内に、お客様、又は契約関係者の責に帰すべき事由により当社が本件契約を解約した場合及び本要綱第 33 項(契約の解約等)(3)によりお客様が本件契約を解約した場合、その他事由の如何を問わず本件契約が終了した場合には、当社が定める支払期日までに「別表 1 違約金」により算定される金額をお支払いいただきます。ただし、当社の債務不履行その他当社の責に帰すべき事由、又は不可抗力事由により、解約にいたった場合は除きます。
- (2) 違約金について支払を要する額は、違約金に消費税及び地方消費税相当額を加算した額といたします。なお、本件支払期日までにお支払いがない場合、支払期限の翌日からお支払いになるまで年 14.6%の割合による遅延損害金が発生します。また、当社は、違約金の回収を当社の指定する第三者に委託する場合があります。
- (3) 違約金を上回る損害を当社が被った場合には、当社はその損害賠償請求権を行使することを妨げられません。

35 本件設備の撤去、原状復旧等

- (1) 本件契約を締結してから 17 年が経過した場合、お客様の希望があったときに限り、当社は当社の費用負担で本件設備を撤去するものとします。
- (2) 本項(1)について、当社は本件設備を撤去する義務のみを負い、本件建物を原状に復する義務を負わないものとします。お客様、又は契約関係者は、当該撤去に際し、本件建物の屋根材、壁材その他の構成部分の交換や加工等による工事痕が原状に復旧されるわけではないことを理解し、予め異議なく承諾するものとします。

36 誓約事項

- (1) 本件契約の契約期間中、お客様、又は契約関係者は、以下に定める行為を行ってはならないものとします。
 - イ 本要綱第 6 項(契約成立の時期並びに契約期間等)及び本要綱第 32 項(契約の名義変更)による場合を除き、本件契約の契約上の地位、若しくは本件契約に基づく権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又はこれに質権、譲渡担保その他の担保権を設定し、又は本件契約に基づく義務を第三者に引き受けさせること
 - ロ 本件電力を第三者に譲渡、又は供給すること
 - ハ 本件設備設置後、本件建物の屋根、又は敷地等に本件設備への太陽光の照射を妨げる設備、竹木その他の遮蔽物を設置し、又は本件建物を改造する等により、本件設備への太陽光の照射を妨げ、又は減少させること
 - ニ 本件設備に対して、改造その他の変更を加えること

- ホ 本件設備を取り外し、又は撤去すること
 - ヘ 本要綱第 10 項(屋根等の利用)(1)により当社が利用する本件建物の屋根等の部分を、第三者に使用させること
 - ト 当社に事前通知のうえ、当社指定の蓄電システムを設置する場合を除き、本件建物に蓄電システムを追加で設置し、本件電力を蓄電すること
 - チ 平常時において、当社指定の蓄電システムに、当社指定以外の運転モードで本件電力を蓄電すること
 - リ 本件建物に本件設備以外の発電設備を設置すること
- (2) お客様、又は契約関係者は、本件建物(本要綱第 10 項屋根等の利用)(1)により当社が利用する本件建物の屋根等の部分を除きます。)を第三者に貸与その他使用させる場合、当該第三者に対し本件契約の存在及び内容を十分説明すると共に、当該第三者をして当社の本件契約に基づく本件建物の利用に協力させなければならないものとします。当該第三者が当社の本件契約に基づく本件建物の利用に協力せず、又は当社による利用を不当に妨害した場合、当社は、本件契約を解約し、お客様に対し、当該解約に起因して当社に生じた損害の賠償を請求できるものとします。なお、本項(2)に基づき本件建物を第三者に貸与その他使用させる場合であっても、お客様は本件契約、又は本要綱上の義務及び責任を何ら免れるものではなく、当該第三者の責に帰すべき事由はお客様の責に帰すべき事由とみなすものとします。

37 事故処理

お客様は、お客様の責に帰すべき事由により、第三者から本件契約に起因し、苦情若しくは相談を受け、又は紛議が生じた場合には、お客様の費用と責任をもってこれらに対処し、その解決にあたるものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

38 契約終了後の債権債務関係

本件契約期間中に生じた電気料金その他の債権債務は、本件契約の終了によっては消滅いたしません。

VIII 工事費の負担

39 工事費負担金

本件契約による本件設備設置に係る供給設備を変更する場合において、当社が託送供給約款に基づき一般送配電事業者から工事費の負担を求められた際、当社は当該工事費の実費を、工事費負担金としてお客様から申し受けます。

40 需給開始に至らないで本件契約を廃止、又は変更される場合の費用の申受け

- (1) 本件設備、又は供給設備の一部、又は全部を設置した後、お客様の都合により需給開始に至らずに本件契約を廃止、又は変更される場合、原則として当社はおお客様に対し、本要綱第 34 項(違約金)に定める違約金を請求いたします。
- (2) 本項(1)の場合、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要した場合は、お客様からその実費を申し受ける場合があります。
- (3) 本項(1)の場合、託送供給等約款に基づいて事業者から請求された費用の実費をお客様から申し受ける場合があります。

IX その他

41 反社会的勢力の排除

(1) お客様、契約関係者、及び当社は、相手方が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。)に該当し、又は反社会的勢力と次のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、事前に通知のうえ、本件契約の全部、又は一部を解除できるものといたします。

- イ 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ハ 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- ニ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
- ホ その他役員等、又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) お客様及び当社は、相手方が自ら、又は第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、事前に通知のうえ、本件契約の全部、又は一部を解除できるものといたします。

- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ニ 風説を流布し、偽計、又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ホ その他イ、ロ、ハ、又はニに準ずる行為

(3) お客様、契約関係者及び当社は将来にわたり(1)及び(2)に該当しないことを表明及び確約いたします。

(4) お客様、契約関係者及び当社が反社会的勢力から不当要求、又は業務妨害等の不当介入を受けた場合、これを拒否するものといたします。

(5) お客様及び当社は、相手方が(3)及び(4)の規定に違反した場合は、事前に通知のうえ、本件契約の全部、又は一部を解除できるものといたします。

(6) お客様、又は当社が前各項の規定により契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものといたします。

42 表明保証

前項に定めるほか、お客様は以下の事項を表明し保証するものとします。

- イ お客様が当社に提出した申込書若しくは変更通知等に記載した事項は正確であり、また重要な情報を省略していないこと
- ロ お客様、又は契約関係者が、当社が別に認める場合を除き、本件契約の契約期間中継続して、本件建物の所有権及び本件建物の敷地の所有権、又は利用権を単独で有効

に保有していること

43 通知義務

お客様は以下の事由が生じる際は、事前に当社に書面にて通知するものとします。

- イ お客様、及び契約関係者の住所、電話番号、メールアドレス等を変更される場合
- ロ その他、本件契約の継続に影響を与えうる事象が発生した場合

44 誠実協議

本件契約及び本要綱に定めのない事項については、信義に則り、その都度お客様と当社との協議によって定めます。

45 合意管轄

本件契約、又は本要綱に関して生じた一切の紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

46 プライバシーポリシー

当社は、別途お客様に関する個人情報の取り扱いに関する方針を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。

別表 1 違約金

本件契約の解約時に発生する違約金は、次のとおりといたします。契約種別によって違約金の計算方法が異なります。

「低圧電灯 PPA17 年プラン」、「低圧動力 PPA17 年プラン」、「高圧 PPA17 年プラン」

内容(内訳)		計算方法
①	設備費、設置・撤去工事費	当社設備取得額 × (100% - 6% × 契約年数)
②	本サービス運営費	当社サービス運営費 × (100% - 6% × 契約年数)
③	解約等に係る事務費	3 万円
違約金の合計額		①円 + ②円 + 3 万円

「低圧電灯 PPA10 年プラン」

内容(内訳)		計算方法
①	設備費、設置・撤去工事費	当社設備取得額 × (100% - 10% × 契約年数)
②	本サービス運営費	当社サービス運営費 × (100% - 10% × 契約年数)
③	解約等に係る事務費	3 万円
違約金の合計額		①円 + ②円 + 3 万円

- (1) 契約年数は、契約成立日から解約希望日までの経過日数(契約成立日と解約希望日を含みません)を 365 で除し、小数点以下を切り捨てて算出するものとします。
- (2) それぞれの契約プランにおける違約金は、設備費や設置・撤去工事費等に係る違約金(①)、本サービス運営費等に係る違約金(②)及び、解約等に係る事務費(③)を合算して算出いたします。
- (3) 本項(2)の違約金のうち、①と②の計算に必要な当社設備取得額と当社サービス運営費については、当社がお客様との契約締結前に提示する見積額を適用するものとします。
- (4) 本項(2)の違約金のうち、①と②については、解約希望日時点での契約年数に応じ、17 年契約の場合は年 6%、10 年契約の場合は年 10%の割合で減額を行います。なお、この減額率はそれぞれの契約が満了した時点で違約金がゼロとなるように設定したものです(例 10 年契約の場合：年間減額率 10% × 10 年 = 減額率 100%)。
- (5) お客様が、当社がお客様との契約期間中に行った電気料金の値上げを理由として本件契約の解約を希望される場合、当社が行った電気料金の平均値上げ率を違約金の合計額に乗じて得られた額を、正規の違約金の合計から減ずるものとします。
- (6) 違約金には、消費税及び地方消費税が加算されます。
- (7) 「村営住宅専用 PPA17 年プラン」は、契約申込者が生坂村であるために違約金の請求先は生坂村となり、村民住宅にお住まいの方に対する違約金は発生しません。